

第 2 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 2 月 1 3 日

知 多 市 教 育 委 員 会

## 第 2 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 7 年 2 月 1 3 日
招 集 場 所	知多市役所 2 階教育委員会室
開 会	午後 0 時 5 9 分
閉 会	午後 2 時 3 1 分
出 席 委 員	委員長 岩見田 健 委員長職務代理者 平 松 鋼 一 石 井 文 廣 深 谷 尚 義 竹 内 聰 一 教育長 小 宮 克 裕
出席した職員	教育部長 立 川 泰 造 生涯学習課長 竹 内 康 成 生涯スポーツ課長 片 山 信 弘 青少年支援課長 柴 山 利 之 幼児保育課長 市 田 政 充 学校教育課長 新 海 本 綱 指導主事 深 津 俊 雄 事務局学校教育課 森 真 哉 木 村 圭 吾
傍 聴 者	なし
議 題	議案第 1 1 号 平成 2 6 年度教育費補正予算（第 3 号）（案）について （協議） 議案第 1 2 号 知多市立幼稚園預かり保育に関する条例の一部改正に ついて（協議） 議案第 1 3 号 知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則の一 部改正について（協議） 議案第 1 4 号 知多地方教育事務協議会規約の一部変更について（協 議） 議案第 1 5 号 知多市のめざす教育（平成 2 7 年度版）（案）について （協議）
そ の 他	(1) 平成 2 6 年度小中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞に ついて（報告） (2) 年度末及び年度始めの学校教育課所管行事等の日程について（報 告） (3) 知多市教育委員会例規の改正について（報告） (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う各市 町村教育委員会の取り組み状況について（報告） (5) 平成 2 7 年 1 月 準要保護者等の認定状況について（報告） (6) 教育委員会後援事業について（報告）

- 1 開 会 出席委員 6 人  
第 2 回知多市教育委員会定例会を開会する。
- 2 前回会議録の承認について 第 1 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。  
署名委員 平松委員、石井委員  
第 2 回定例会会議録署名委員の指名  
深谷委員、竹内委員
- 3 委員長報告 前回定例会以降の委員長報告は、別紙のとおりである。
- 4 教育長報告 前回定例会以降の教育長報告は、別紙のとおりである。
- 5 議 題  
(1) 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度教育費補正予算 (第 3 号) (案) について (協議)

(説明) 学校教育課長

知多市議会 3 月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づいて、教育委員会の意見を求めるものであることを説明した。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

- (2) 議案第 1 2 号 知多市立幼稚園預かり保育に関する条例の一部改正について (協議)

(説明) 幼児保育課長

今回の改正は、生活保護法に規定する保護等を受けている世帯に属する幼児の預かり保育料を減免から無料にするために行うもので、新旧対照表に基づいて一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

- (3) 議案第 1 3 号 知多市立幼稚園預かり保育に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 幼児保育課長

今回の改正は、知多市立幼稚園保育料条例を廃止し、新たに知多市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例を制定することによって、本文中で引用する条例名を改める必要があるために行うもので、新旧対照表に基づいて一部改正の内容を

説明した。

(質疑・意見)

委員

当分の間とは、いつまでですか。

幼児保育課長

改正前の条例による滞納がある間ということです。現在、滞納はありませんので適用はないと思いますが、今年度に滞納が生じた場合には、その滞納がなくなるまでということになります。

(採決) 全員賛成、原案承認

#### (4) 議案第14号 知多地方教育事務協議会規約の一部変更について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の委員長職が廃止されるため、知多地方教育事務協議会規約の変更について協議する必要があるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づいて、教育委員会の意見を求めるものであることを説明した。

(質疑・意見)

委員

経過措置があるのか、恒久項目であるのかどちらですか。

学校教育課長

経過措置はありません。

委員

委員を代表する者は、法律にもない言い回しですが、知多地方教育事務協議会が、委員を代表する者を定めるということですか。教育長の職務代理者との違いは何ですか。

教育長

職務代理者が置かれればよいが、教育長にかかる経過措置があるので、5市5町がすべて新教育長になったときは、委員を代表する者を職務代理者に変更することになると思います。

委員

経過措置であるからこれを委員長とする、ということであれば分かります。しかし、恒久項目であれば、これはおかしい、ということです。

教育長

協議会において、その議論はありました。最終的には職務代理者になるであろうが、最初から職務代理者とすることはできないので、委員を代表する者ということになりました。

委員

教育長が予め指名する委員としておけば、教育長が委員長を指名すればいいことです。

教育長

協議会としても、ずっと委員を代表する者のままにはできないので、すべての教育長が新教育長になったら、職務代理者にすることになると思います。

(採決) 全員賛成、原案承認

(5) 議案第15号 知多市のめざす教育(平成27年度版)(案)について(協議)

(説明) 学校教育課長

今回までの継続審議で、前回定例会後に委員からの意見はなかったが、事務局での修正内容を資料に基づいて説明した。

(質疑・意見)

生涯学習課長

3ページの文化芸術の点線の枠内は、第5次総合計画の中期計画の表記と合わせていますが、芸術文化と文化芸術の使い分けを統一するというので、文化芸術を芸術文化に修正しましたが、中期計画に合わせていくということから、再度、文化芸術への修正をお願いします。

文化芸術と芸術文化とは法律上、明確な定義はありませんが、法律は、文化芸術振興基本法となっています。また、この基本目標においては、それぞれの使い方をしていますが、枠内は、中期計画と整合するということから、元に戻すことにしました。

委員

文化の方が大きいですね。

生涯学習課長

文化芸術振興基本法の制定における国の答弁では、並立させたという内容のものがありませんでした。

委員長

点線の枠内は、2か所とも、文化芸術にするということですか。

教育長

1行目は、芸術文化活動で、3行目は、文化芸術活動ということですか。

生涯学習課長

総合計画と合わせたということですか。

委員

5ページの総合型地域スポーツクラブの推進における①、「総合型地域スポーツクラブの未設置地区の設立に向け」とありますが、日本語としておかしいと思います。その後も、「総合型地域スポーツクラブプロジェクト会議での助言や、各地区の設立準備委員会、地域説明会等に出向いて、支援していきます。」も同様です。

生涯スポーツ課長

後日、訂正版を報告させていただくことでよろしいでしょうか。

委員

内容が変更にならないのであれば構いません。

また、「より」を「よって」に修正した理由は何ですか。

教育部長

「より」は比較するときに使用するもので、口語体では「より」も使用しますが、文章では比較を表すものになりますので、一般的には、「よって」を使っています。広報も同様の使い分けをしています。

委員

総合型地域スポーツクラブの推進の枠内において、「平成32年度までに」となっていますが、これは、1年に1か所ずつという計画によることか、それとも、平成32年度まで延ばしていく理由があるのですか。

生涯スポーツ課長

第5次総合計画が、平成23年度から平成32年度までの計画ですので、その最後の年度までにはということですが、1年に1か所ずつということではなく、早く設立できるのであればそのように、10地区に設立していきたいと思っています。

委員長

最終の期限を平成32年度にしているということですか。

生涯スポーツ課長

そのとおりです。

委員長

生涯スポーツ課の先程の件ですが、「未設置地区での」ではどうですか。

委員

修正する前のままでもよいと思います。

生涯スポーツ課長

考えさせていただきます。

(採決) 全員賛成、原案承認

## 6 その他

### (1) 平成26年度小中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について (報告)

(説明) 深津指導主事

小学校の告辞は、中学校へ進学するということで、子どもたちが自主性を伸ばして欲しいという観点で記述しました。中学校の告辞は、地域から広い社会へと飛び出していく子どもたちですので、これからも人とのつながりを大切にして、その中で生きていくという、そのような思いを込めて記述しました。

(質疑・意見)

委員

中学校の告辞で、「強い意思」は、思うになっていますが、志しと思うをどのように分けたかということです。法律は、思ったことと言葉に出したことは一致しなければならないということで、「意思表示」は、この字を使います。この場合は、「強い意思をもって学ぶ」ということですので、志しであると思います。

深津指導主事

よく分かりました。訂正をお願いします。

### (2) 年度末及び年度始めの学校教育課所管行事等の日程について (報告)

(説明) 学校教育課長

別紙資料に基づいて、年度末及び年度始めの日程等を説明した。なお、概ね例年どおりであるが、教職員退職辞令伝達式は、時間と場所を元に戻して9時30分から勤労文化会館で行うことを説明した。

(質疑・意見) なし

### (3) 知多市教育委員会例規の改正について (報告)

(説明) 学校教育課長

別紙資料に基づいて、教育委員会例規について、2月4日に開催された例規審査会での審査を受けて修正したことなどを説明した。

(質疑・意見)

委員

手続き論ですが、定例会での議案は、例規審査会での審査前の内容になっているということですか。例規審査会が先に行われることもありますか。

教育部長

日程の問題だけですが、だいたい、定例会が先になります。

委員

定例会で承認したことが、報告で変更するということは、考えにくいです。これを議題にしない理由は何ですか。改正した規則が施行されていないからということですか。

学校教育課長

前回の定例会で承認をいただきましたので、それをもって決定ということになるものです。

委員

例規審査会の方が立場的に上であり、ひっくり返す能力が高いからということであれば、今後は、例規審査会の後に議題とすればよいのではないかと。

例規審査会の開催日程のきまりは、どうなっていますか。

教育部長

概ね、市議会定例会の1か月前です。

委員

教育委員会で決定しなければならないタイミングは、今回でも間に合いますよね。

学校教育課長

改正内容をお知らせする必要があると考えたところです。その後、それをもって、例規審査会での審査などを進めていくということです。その中で、例規の改正をどうしていくかということを第一に、教育委員会において審議していただくということが本旨でありました。

今回の修正は、例規審査会だけでなく、その後の検討によることもありまして、1月の時点では、他市町の改正の内容が分かりませんでした。その後に分かったことにより、解釈誤りがありましたので、このように修正することになりました。

委員

会議録の署名について、現在は、委員長は署名していないが、委員長の立場になる教育長は、署名することにするということが、正しいことになったのですか。前回の案は、会議を取り仕切る委員長は署名していないことと同じように、教育長は署名しないことにし

たと思っていました。今回は、教育長も含めて、署名することになるのですか。

学校教育課長

そのように考えたものです。

委員

他の自治体も同様ですか。

学校教育課長

愛知県は、そのようになっています。

委員

現在は、委員長は署名していませんか。

学校教育課長

現在のことは、この場では分かりませんが、改正案は、このようになっています。

委員

臨時代理の条項を追加する理由は何ですか。

学校教育課長

規定すべきことが漏れていたということです。

委員

期間を定めて臨時代理させるということですか。

学校教育課長

具体的な事務について行うこととなります。

規則で定めることによって代理させることができるとなっておりますが、現行の規則では定めていないので、今回、追加することにしました。

教育部長

教育改革ということで、かなりのことで見直しがありました。本来であれば、例規審査会を通してからということがいいのかもしれませんが。今回は、改正することが多く、手落ちがありました。改正点が多くありましたので、早く提出したという経緯はありますが、決定事項であるにもかかわらず、このようなことがあり申し訳なく思っています。

今後は、例規審査会との日程調整をして、然るべき形で提出させていただきますのでよろしく申し上げます。

(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う各市町村教育委員会の取り組み状況について (報告)

(説明) 学校教育課長

別紙資料に基づいて、各市町村教育委員会の取り組み状況を説明した。

(質疑・意見)

委員

総合教育会議の年間開催回数は、2の2回～3回と答えたのですか。

学校教育課長

そうです。

委員

第1回目の開催時期はどうですか。

学校教育課長



3の検討はしているが、未定で回答しました。

委員

大綱をいつまでに策定する予定ですかはどうですか。

学校教育課長

5の検討中です。

委員

議会への説明はどうですか。

学校教育課長

検討中を含むということで3です。

委員

定数条例の参考の任期を1年から4年以内の間で選任することを検討していますか、検討していないで、いいですか。

学校教育課長

そうです。

(深津指導主事は所用により退席した。)

(5) 平成27年1月準要保護者等の認定状況について(報告)

(説明) 学校教育課長

別紙資料に基づいて、準要保護、要保護及び特別支援教育における異動並びに要保護及び準要保護の前年度対比を説明した。

(質疑・意見)

委員長

要保護が9人の減で、準要保護が7人の増で、ほぼ前年度並みの人数で推移しています。

学校教育課長

準要保護の基準を緩和したことにより、準要保護の人数が若干増えています。

委員長

要保護が減ってきていることはいいことです。

(6) 教育委員会後援事業について(報告)

(説明) 学校教育課長

前回の定例会から今回までに、4件を過去の実績等に基づいて教育長専決にて後援したことを説明した。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引について

委員

文科省から適正規模の手引書が出ました。学校を統合するのかどうかということですが、知多市は、特に考える必要はありませんか。

教育長

今のところはありません。

委員

手引書では、ある程度の年数、10年くらいは見ておくようにということですか。

教育長

南粕谷小と旭東小が1学級にはなりますが、特別支援を入れるとぎりぎりというところ  
です。

委員

12学級から18学級というのは、特別支援を入れた数ですか。

教育長

そうです。

委員

学級数が多い方は問題にならないのですか。

教育長

八幡小が該当しますが、今後は人数が減っていきますので、これ以上、増えることはな  
いと思います。

委員

何年先までのデータを持っていますか。

学校教育課長

出生ベースでのデータを持っています。

教育長

3歳児から5歳児のデータは、きちんと持っています。

単学級をどの程度の規模で考えるかということですが、難しいことは、知多市は、コミュニ  
ティとのことを考える必要があるということですが。

委員

この手引きでも、そのことが書いてあります。

教育長

コミュニティを一旦、解体する必要があります。人数だけのことであれば、旭南小に集め  
るということもあります。旭南小から分かれた南粕谷小と旭東小を元に戻すということ  
です。その3つのコミュニティを1つのコミュニティにすることができるかどうかというこ  
とです。

教育部長

地域施策のことがあります。小学校がなくなると、人が住まなくなり、過疎化します。学  
校がないと、若い人が引っ越して来ない地区になってしまいます。このようなことを含めて、  
今後の検討ということになっています。

教育長

地区と校区を分けることも、今後は、検討していくことになるかもしれません。

委員

検討をする必要はないという意味決定をしているということではないということですか。  
検討した結果、大丈夫ということですか。

教育部長

そういうことを検討すると、今のところは、コミュニティとかの問題があるということです。

教育長

南知多や美浜がそうですが、地元を説得しようとする2年以上はかかるでしょうか。

1学級の人数も問題になります。旭東小は、来年度は、2人増になると2学級になるという規模です。来年度は1学級ですが、その次の年度は2学級になります。

統合するには、いろいろな問題があります。学校だけのことで行うのであれば、簡単なことで、極端なことでは、旭北小の児童を南粕谷小や旭東小に通わせることにすれば、解決します。

この4、5年でどうにかしなければならないということではありません。

委員長

単学級を持った経験がありますが、子どもは可哀想です。要するに、見聞きする、自分でない人格に出会う機会が少ないということです。常に同じ大人が自分の周りにいるということです。子どもの成長にとって、いい環境ではありません。学芸会や運動会で、学年合同にしたり、何度も同じ子が出たりという単学級の問題がすぐに出てきます。

委員

中学校と同じというわけにはいきませんが、先生の方が変わるということができればいいと思います。

教育長

再任用は、少人数の学級しか使えなかったが、再任用が増えてきたため、今後は、今のままでは無理であるということを知ってきたので、ある程度まで範囲が広がってきて、英語が得意である先生は、5、6年生の授業は、すべてその先生が行うということや、音楽の免許のある再任用の先生は、音楽の授業は、すべて受け持つということのように、専科制度ができてくるのではと思います。また、5、6年生で、教科担任制ができてくるかもしれません。再任用の人も今後は増えてきます。学校経営における今後の課題かと思います。

## (2) 全国学力・学習状況調査に関する要請書について

学校教育課長

全国学力・学習状況調査に関する要請書が、教育長を始め、教育委員宛てに提出されたので、配付するものであることを説明した。

## (3) 3月の行事等予定表について

学校教育課長

3月の行事等予定表に追加又は変更した事項を説明した。

## (4) 平成27年度の行事等予定表について

学校教育課長

平成27年度の行事等予定表について、現時点で分かっている行事等を載せており、前月の定例会にて、その後の追加及び変更をお知らせすることを説明した。

生涯スポーツ課長

スポーツ関係の主催者あいさつについては、各委員を順番に割り当てました。なお、都合の悪い場合は、委員間での交代か事務局への連絡をお願いします。また、10月以降、委員長が交代した場合は、教育長又は事務局での対応を考えています。

- 8 閉 会 午後2時31分 第2回定例会を閉会  
次回は3月6日（金）に定例会を予定  
知多市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成27年2月13日

(委 員) \_\_\_\_\_

(委 員) \_\_\_\_\_

(教 育 長) \_\_\_\_\_

(教育部長) \_\_\_\_\_